

議案第 67 号

東郷町都市計画税条例の一部改正について

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 2 年 8 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 東郷町都市計画税条例（昭和42年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加え、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第6項及び第8項」を「附則第7項及び第9項」に、「附則第6項及び第9項」を「附則第7項及び第10項」に、「附則第7項、第9項及び第10項」を「附則第8項、第10項及び第11項」に、「附則第9項から第11項まで」を「附則第10項から第12項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とし、附則中第12項を第13項とし、第11項を第12項とする。

附則第10項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「附則第6項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第9項とし、附則中第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第47項の条例で定める割合）

5 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

第2条 東郷町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第16項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1

日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）等の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る都市計画税の課税標準の特例措置の割合を3分の2とすること。（附則第5項関係）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が保有する事業用家屋について、都市計画税の課税標準の特例措置を適用すること。（附則第16項関係）
- (3) 地方税法の引用条項を整備すること。（附則第16項関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、2(3)の規定は、令和3年1月1日から施行すること。